

令和6年度 第1回

唐津市有線テレビジョン放送番組審議会

令和6年11月19日

唐津市 広聴広報課

令和6年度第1回 唐津市有線テレビジョン放送番組審議会

令和6年11月19日(火) 午後3時～

唐津市役所本庁 5階 503、504会議室

1 開会

2 部長あいさつ

3 議事

(1) 会長選出

(2) 放送番組について

4 その他

5 閉会

唐津市有線テレビジョン放送番組審議会委員

委嘱期間 令和5年 7 月 1 日～令和7年 6 月 30 日

	委員名(敬称略)
本庁	井上 美由樹
本庁	富永 裕一 ※令和 6 年 7 月 26 日～
本庁	中村 隆
浜玉	牧山 奈々
厳木	吉野 猛
相知	八木 早織
北波多	小川 光則
肥前	井上 チナミ
鎮西	前川 金行
呼子	野上 潮美
七山	吉村 栄二

放送番組の概要について

唐津市有線テレビジョン放送番組基準に則り、唐津市有線テレビジョン放送の編集に関する基本計画にそって番組を作成しました。

I 地域情報・お知らせ・特集番組の3つの柱

(1) 地域情報

市内各地域のイベントの様々や風景、市が関与しているできごとなどを取材して、ニュースなどを1日6回放送しています。

日替わりコーナー・・・ニュースの最後に放送

(火)市からのお知らせ

(水)市内の風景

(木)消費生活センターからのお知らせ

(金)週末イベント情報、翌週の特集番組と各課からのお知らせの告知

放送時間帯

時間	放送内容
18:00	唐津市ニュース
19:30	唐津市ニュース
22:30	唐津市ニュース
0:30	唐津市ニュース
5:30	唐津市ニュース
7:30	唐津市ニュース
12:30	唐津市ニュース

放送件数

	令和5年度	令和6年度
4月	42件	43件
5月	47件	55件
6月	43件	35件
7月	35件	54件
8月	45件	48件
9月	33件	29件
10月	43件	50件
11月	47件	
12月	30件	
1月	40件	
2月	33件	
3月	34件	
計	472件	

日替わりコーナー放送件数

	令和5年度	令和6年度(4～10月)
市からのお知らせ	45 件	27 件
風景	44 件	29 件
消費	42 件	26 件
週末イベント	46 件	26 件
計	177 件	108 件

(2) お知らせ文字放送

ニュースや各課からのお知らせなど番組が無い時間に、イベントやお知らせなどを紙芝居風に放送。

お知らせ文字放送画面

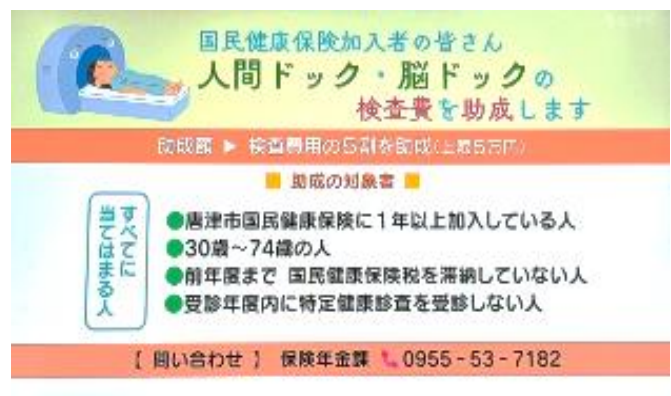


華道 くらしの中の文化事業 **体験教室**

10/13(日)・20(日) 10:00～正午 埋門ノ館(北城内)
【講師】小原流

対 象 小学生以上(幼児は保護者同伴で受け付けます) 申込期限 10/5(土)
参加費 1,500円(保険料含)

【申し込み・問い合わせ】
埋門ノ館 電話・FAX 0955-75-1810
※毎週月曜日は休館です



国民健康保険加入者の皆さん
人間ドック・脳ドックの検査費を助成します

助成額 ▶ 検査費用の5割を助成(上限5万円)

■ 助成の対象者 ■

- 唐津市国民健康保険に1年以上加入している人
- 30歳～74歳の人
- 前年度まで 国民健康保険税を滞納していない人
- 受診年度内に特定健康診査を受診しない人

【 問い合わせ 】 保険年金課 ☎0955-53-7182

(3) 各課からのお知らせ

次の番組を週替わり(月曜日～日曜日)で1日6回放送。

<手話だより>

聴覚に障がいのある人のために、市報の掲載記事の中から重要な記事を抜粋して手話通訳と文字テロップで放送。

手話通訳は、唐津市コミュニケーション支援センターの職員。

<図書館だより>

新しく入った本の紹介や図書館のイベントや美術ホール展示会などを図書館の職員が紹介。

<保健だより>

健康についての注意点やお知らせを保健医療課の保健師が説明。

<にこにこネット>

子育てについての情報やおもちゃ作り、親子触れ合い運動などを子育て支援情報センターの職員が紹介。

<唐津市消防本部・消防署からのお知らせ>

消防署の活動や注意してほしいことなどを紹介。

放送時間帯

時間	放送内容
6:30	各課からのお知らせ
8:30	各課からのお知らせ
11:30	各課からのお知らせ
17:30	各課からのお知らせ
18:30	各課からのお知らせ
23:30	各課からのお知らせ

(4) 特集番組

唐津市が主催・共催・後援する講演会などを1日4回放送。

放送内容(例)

- ◆唐津ジュニア音楽祭 2023
- ◆唐津学教室
- ◆令和6年 唐津市成人式ダイジェスト

放送時間帯

時間	放送内容
9:30	前週の特集番組 再放送
13:30	特集番組
20:30	特集番組
1:30	前週の特集番組 再放送

2 議会中継

6月、9月、12月、3月に開催される定例会を生中継し、同日の午後7時30分から再放送。

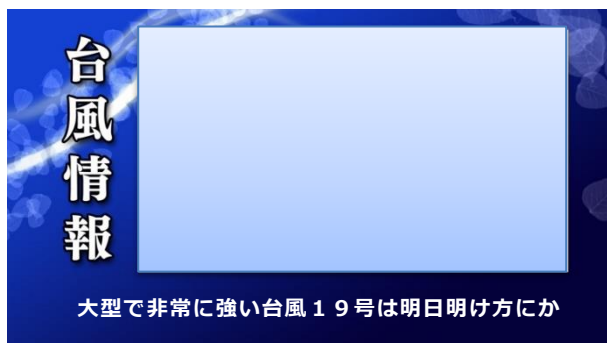
通常の議会日程

- 開会、提案理由説明 1日間
 - 議案質疑 2日間
 - 一般質問 4日間
 - 討論、採決 1日間
- 計8日間

3 緊急放送

火災情報や大雨警報などの緊急情報が発信されると、行政放送で文字テロップが流れます。大雨による避難勧告の発令など市民生活に影響を及ぼす場合は緊急放送を行います。

緊急情報の文字テロップ放送画面



(参考) 令和2年7月豪雨の際の放送画面

開設している避難場所

地 区	避難場所
鏡・久里・鬼塚	古代の森会館
	久里公民館
	唐津工業高校
東唐津・外町・成和・大志・長松	都市コミュニティセンター 長松公民館

【問】 唐津市災害対策本部 ☎72-9218

(参考) 令和元年8月豪雨の際の放送画面

唐津市全域に避難勧告発令中

8月28日(水) (7:15現在)

相知地区の一部に 避難指示発令

【対象地域】

- 相知町 佐里
- 相知町 相知

【問】 唐津市災害対策本部 ☎72-9218

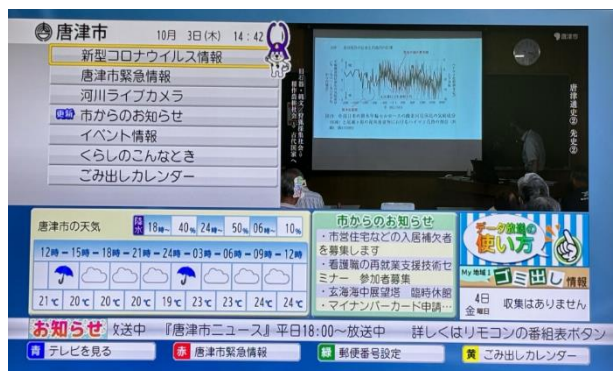
(参考) 令和4年9月台風14号接近時の放送画面



4 データ放送

チャンネルからつのデータ放送では、市からのお知らせやイベント情報、ごみカレンダー、天気予報、災害情報などを24時間、いつでも見ることがができます。

トップ画面



河川ライブカメラ



データ放送メニュー 一覧

新型コロナウイルス

感染者確認情報やワクチン接種、助成・支援情報など

唐津市緊急情報

火災、台風などの災害情報や市からの緊急情報など

河川ライブカメラ

河川の水位などの情報を静止画で配信

市からのお知らせ

市の各担当課からのお知らせなど

イベント情報

市内で開催されるイベントなどの情報

くらしのこんなとき

項目別で制度の案内や各種手続き方法などの情報

「結婚」「出産」「教育」「高齢者・介護」「障がい者」「死亡」「引っ越し」「届出・証明」「税金・年金」「健康保険」「市民相談」「市の問い合わせ先」「子育て情報」「救急医療センター」

ごみ出しカレンダー

お住まいの地域のごみ出し情報
2つの地域まで登録可能
(要登録)

天気予報

唐津市の天気予報など 唐津市の天気(3時間ごと)、週間天気、警報・注意報、天気予想図、降水予想図、全国の週間天気、台風情報

放送番組審議会について

1 放送番組審議会の設置義務

唐津市は、放送法の適用を受けた有線テレビジョン放送施設を持つ放送事業者です（総務大臣の許可）。

放送事業者には放送番組審議機関の設置が義務付けられています。（放送法第 6 条）

—放送法抜粋—

（放送番組審議機関）

第 6 条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じた答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

2 条例の設置

市では、次のとおり唐津市有線テレビジョン放送番組審議会条例を制定し、審議会を設置しています。

唐津市有線テレビジョン放送番組審議会条例

平成17年1月1日

条例第16号

(設置)

第1条 放送法（昭和25年法律第132号）第6条の規定に基づき、唐津市有線テレビジョン放送における番組基準、放送番組の編集に関する基本計画その他放送の適正を図るため必要な事項について、市長の諮問に応じ審議するため、唐津市有線テレビジョン放送番組審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(平23条例21・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、市長から諮問を受けたとき、又は会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策部において処理する。

(平17条例377・平22条例16・平25条例2・平28条例20・平30条例17・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

唐津市有線テレビジョン放送番組基準

(平成 17 年 6 月 3 日答申)

(趣旨)

第 1 条 唐津市有線テレビジョン放送は、すべての市民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って放送による言論と表現の自由を確保し、豊かでより良い放送を行うことによって公共の福祉の増進と文化の向上を図る。

(基本原則)

第 2 条 自主放送に当たっては、次の各号に配慮し、有線テレビジョン放送の持つ特性を十分生かした放送に努める。

- (1) 的確な地域情報の提供
- (2) 正確で迅速な放送
- (3) 教育・教養の進展
- (4) 児童及び青少年に与える影響
- (5) 災害の予防と拡大防止

(自主放送番組の基準)

第 3 条 自主放送は、次の各号の基準により行う。

- (1) 人権及び人格
 - ア 人権と人格を尊重し、個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
 - イ 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。
- (2) 宗教、政治、経済
 - ア 宗教に関する放送は、信教の自由を尊重し、公正に取り扱う。
 - イ 政治及び経済上の諸問題は、公正に取り扱う。
- (3) 社会
 - ア 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。
 - イ 法律を遵守し、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
 - ウ 裁判で係争中の事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いはしない。
- (4) 表現
 - ア わかりやすく適正な言葉、文字、手話などを用いるように努める。
 - イ 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
 - ウ 暴力行為は、その目的のいかんをとわず否定的に取り扱う。
 - エ 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
 - オ 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

(委任)

第 4 条 この放送番組の基準によるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

唐津市有線テレビジョン放送の編集に関する基本計画

(令和 4 年 11 月 25 日答申)

(番組の種類)

第 1 条 唐津市有線テレビジョン放送は、番組基準に則り、市民生活にかかわりの深い情報を提供するため、次のような番組を作成する。

(1) 施策説明番組

市の施策など詳細な内容の説明を必要とするものについては、直接職員が出演する番組を作成する。

(2) 文字放送番組

市報などを文字と音声で提供する。

(3) ニュース番組

イベントなど、ニュース性の高い情報を取材編集し提供する。

(4) 火災情報の提供

火災発生等においては、唐津市消防本部からの情報をテロップで提供する。

(5) 災害情報等の提供

災害発生時においては、市民の生命と財産を守るため、最新の情報を提供するとともに、避難場所への的確な誘導を行う。その他、市民の生命と財産を保護するために必要な情報を提供する。

(6) 提供動画番組

官公庁等が制作した動画、その他有益と思われる動画等

(バリアフリー)

第 2 条 行政放送としての立場を重視し、バリアフリーに努める。

唐津市有線テレビジョン放送番組制作計画

(令和 4 年 11 月 25 日答申)

1 番組作成について

番組作成に当たっては、唐津市有線テレビジョン放送番組基準及び唐津市有線テレビジョン放送の編集に関する基本計画に基づき行うものとする。

2 放送番組について

(1) 『地域情報』、『お知らせ』、『特集番組（自主番組）』の3つを柱とする。

【地域情報】

ニュース、風景など地域の特性を含む情報を放送する。

【お知らせ】

文字放送を基本とし、映像による各課からのお知らせなどを放送する。

【特集番組】

市が主催、後援する講演、フォーラム、記念行事、地域特集、自主企画番組、市長出演番組、官公庁等制作動画などとする。

(2) 議会中継

議会放映は、生放送及び再放送を行なう。

(3) 緊急放送

災害などによる緊急時の放送は、全ての放送に優先して行う。

(4) データ放送

市からののお知らせやイベント情報、ごみカレンダー、天気予報、災害情報などを放送する。